

介護予防・日常生活支援総合事業に  
係る Q&A

【平成28年4月18日版】

## 介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ & A

問1 介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防訪問介護に相当するサービス又は旧介護予防通所介護に相当するサービスの加算については、旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護の例によることとされているが、介護職員処遇改善加算の届出についての取扱い如何。また、緩和した基準によるサービスについてはどうか。

(答)

1 みなし指定の事業者以外の指定事業者については、次のとおりとする。

(1) 訪問型サービス又は通所型サービスのみの指定事業者については、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成27年3月31日老発0331第34号厚生労働省老健局長）」に準じて市町村に届け出るものとする。

(2) 介護給付と訪問型サービス又は通所型サービスを一体的に実施している場合は、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成27年3月31日老発0331第34号厚生労働省老健局長）」に準じて、介護給付の介護職員処遇改善加算の届出先が都道府県である場合は、都道府県へ届出を行うとともに、当該届出の写しを市町村へ届け出ることとする。（届出先が市町村である場合は、市町村へ届出を行うのみでよい。）

※ みなし指定の事業者については、既に示しているとおり、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の介護職員処遇改善加算に関する届出が都道府県又は政令指定都市・中核市に行われ、別紙等が添付されている場合は、市町村への届出及び別紙等の添付は不要としている。

(参考) 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に

関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護  
予防支援の要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費  
用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額  
の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等にお  
ける留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課  
長通知）」第6

- 2 なお、緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）については、  
市町村の定める取扱いにより、市町村へ届け出る。

担当：老健局振興課地域包括ケア推進係（内線 3982・3986）

担当：老健局老人保健課法令係（内線 3948・3949）